

No. 305

# 全 仏

1/60



## 宗務総長、税制改正で自民党と会談

写真は去る12月7日に自民党本部で行われた、税務に関する会談の様である。中央挨拶をしているのが加藤六月自民党税制調査会会長。(関係記事4面)

# 60年の新春を迎えて

## 和合僧の心を世界に

全日本仏教会会長 藤井 實 應



藤井会長

新しい年を迎えるにあたり、全日仏の増々盛隆を願うと共に各位の一層御活躍を喜ばしく存じます。

十年ひとむかしという言葉があります。十年を一つの区切と考えるなら、本十年は区切の年といえます。

三十年代、四十年代、五十年代とそれ

## 新しい時代に向けて

全日本仏教会理事長 阿部 慶 昭



阿部理事長

全日本仏教会は設立以来、三十年余を経、その社会的役割りに対する要望は、各方面から年を追うごとに高まっております。本年も、税務を中心とした時局対策、同和推進、さらに国際交流等、積極的に取り組むべき課題が山積しております。

とどこでいかなる組織・機構も、発足以後長い時間を経過いたしますと、時代の実情にそぐわなくなる面が出てくる可

謹んで新年を慶賀申し上げます。皆様方のかわらぬご健勝を、心からお喜び申し上げます。

それを位置づけたものに世界情勢がありました。これからの十年もそれに無関係とはいえません。私たち宗教家も社会情勢、世界情勢に沿った対応を迫られ、それに答えるものが必要となりましょう。迫りくる諸情勢の中、来る六十年代を導くものは釈迦の金言である仏教こそがそれであるとの信念のもとに全仏教徒が手をたずさえて進まねばならぬと思います。私たちを取り巻く内外の諸問題はいよいよ重大さを増しているように思われます。このような時こそ篤く唯仏是真といたただくのが道であると知らされるのであります。自信教人信のもと和合僧の心を世界に示し六十年代に備えたいのであります。

能性があります。現在、全日本仏教会におきましても、その目的、事業、構成等を時代の要請にそって、もう一度見直してはどうかというご意見が、様々な機会に表明されるに致っております。

これは大変重要な問題であり、関係各位と充分なる協議が必要と思われませんが、今日までの本会の良き伝統を尊重しつつも、これからの新しい時代を開くためには、避けて通れぬ課題と考えられます。年頭に当たり、思いの一端を申し上げますが、本年も加盟団体の皆様方と共に、全一仏教運動の推進に務めていく所存です。よろしくお願いいたします。

# 謹賀新年

財団法人

## 全日本仏教会

会長 藤井 實 應  
副会長 梅田 信 隆

理事 長 藤井 實 應  
副 長 梅田 信 隆  
常務理事 阿部 慶 昭

清田 寂 円  
阿部野 龍 正  
吉田 俊 誉  
鱒淵 正 浩  
有馬 清 雄  
高藤 法 雄  
細川 祐 葆  
遠藤 日 護  
具山 宣 泰  
若山 運 法  
山本 杉  
森田 一 能  
高野 大 彦  
武田 潤  
豊原 二  
古賀 制  
野口 浩 堂  
永井 孝 道  
岩崎 宗 秀  
江連 俊 則  
鈴木 則 士  
山本 富 士

# 新年のごあいさつ

## 課税強化の阻止にご支援を

税務委員会委員長 細川 祐 葆



細川委員長

向を増して参りました。特に昭和六十年度は、政府の税制調査会において、本格的に検討され直すことが、確実視されております。

新年あけましておめでと存じます。すでに皆様ご承知のように、昨年からは、公益法人への課税強化がいよいよその傾

具体的には、「公益法人の利子配当などの金融収益に全面的に課税する」「収益事業に対する法人税の軽減税率を引き上げる」「収益事業の範囲を拡大する」の三点を中心に課税強化がすすめられる

ことは、ほぼ現実になりつつあります。しかしながら、このことは私たち宗教法人の立場からはどうい受け入れられるものではないと存じます。全日本仏教会では、これまでも「宗教法人が営む収益事業は本来、営利を目的としたものではなく、宗教法人の活動を円滑ならしめるための事業である」という基本的立場をつらぬき、再三再四、政府諸機関との交渉を重ね、その都度緊密な関係を保ちながら、宗教法人への課税強化阻止を強く要望しつづけて来ましたが、今後も、全日本仏教会はこの問題について身を挺して問題解決に当っていく覚悟でおりますので、今後ともよろしくご支援をお願いする次第であります。

## 飛躍への新しい年と念じて

同和委員会委員長 鷲山 諦 住



鷲山委員長

推挙を頂いて早三年が経過致しました。この間五十回に及ぶ委員会、また研修会（六回）、全日仏大会の人権部門会等を体験し乍ら常に要請を重ねて参りました

事は、全仏組織加盟教団、都道府県仏、その他組織の強力な連帯と憲章に示された「仏」「法」「僧」への偽りなき参画であります。しかし、その願望も「教団エゴ」の厚い壁に遮られ「和合」の事態には、随分の距離が感ぜられます。かかる中で、このハンディを超えた事務局の御努力なり各種委員会の御活動を垣間見て、その真摯な姿勢に深く敬意を表する事があります。同和委員会も、そのメンバ

は少数ながら夫々教団の殻を破り、また壁を超えて、問題を自らのものと受けとめて鋭意、開かれた場で研鑽されている事も嬉しい事であります。願わくば諸師の熱情である「平和」「人権（いのち）」の問題が、加盟教団の単なる社会対策、対応に止まる事なく「教学」の根底に据えて「社会的」意義をもつ仏教として「社会的」存在の仏教徒として「仏教」のもつ「悉有仏性」の平等理念を日本の隅々まで訴える行動こそ、より強力な教団に魅せるものと信じます。「戦時教学からの脱却」「伝道教化体制の見直し」「人材育成」への飛躍的新年であります事を念じて年頭の御挨拶と致します。

### 理事

- 能 郁 英 士 長谷川 靈 雄
- 石 井 玄 妙 片山 有 雄
- 安 藤 正 晃 松尾 全 弘
- 浅 野 秀 慶 渡 辺 宗 岑
- 塩 入 亮 達 加 藤 海 晃
- 塚 馬 規 雄 板 垣 隆 寛
- 望 月 賢 照 橋 持 良 栄
- 宇 佐 美 諭 練 鶴 飼 泉 道
- 奥 田 行 朗 沼 田 恵 範
- 竹 中 徳 成 倉 持 良 海
- 早 瀬 源 慶 小 西 日 静

### 監事

- 橋 爪 良 恒 白 川 謙 敬
- 橋 本 玄 進

### 事務総局

- 東京都港区芝公園四一七一四  
〒105〇三(四三七)九二七五
- 事務総長 矢 萩 信 顕
  - 事務次長 川 井 匡 俊
  - 総務局長 野 田 英 隆
  - 組織局長 中 村 昌 之
  - 国際文化局長 井 上 日 宏
  - 他 職 員 一 同

### 関西事務局

- 京都市下京区烏丸通七条上ル  
常葉町 真宗大谷派宗務所内
- 事務総長 能 郁 英 士
  - 他 職 員 一 同

# 税制改正で

## 自民党文教部会と会談

### 日宗連 十宗派の宗務総長出席



自民党本部の会談と加藤税調会長

を提出し反対の意志表示を行ってきた。

また日宗連加盟の各団体(全日本仏教会、教派神道連合会、神社本庁、日本キリスト教連合会、新日本宗教団体連合会)も各々課税反対の運動を行ってきた。

十二月に入って自由民主党税制調査会が開催され、特に利子に対する課税の問題が緊急の課題となつて、三日、全仏では急喚百三十数名の国会議員を訪問して反対声明を伝えた。こうした情勢を背景にして七日、午前八時半より自民党本部において日宗連と自民党文教部会との会談が、加藤六月・税制調査会会長が出席して開会された。全仏からは次の諸師が出席した。(敬称略)

五十九年の仏教界に対する税務攻勢はまことに厳しいものであった。例年論議される①公益法人が営む収益事業の範囲の拡大、②公益法人が営む収益事業に対する法人税率の引き上げ、③宗教法人の有する金融資産より生ずる利子に対する課税の検討、の三点について増税並びに新税の設定が確実である旨が伝えられたからである。

これに対して日本宗教連盟(庭野日敬・理事長)は、かねて大蔵大臣に見解書

- 阿部慶昭 全仏理事長
- 永井孝道 曹洞宗宗務総長
- 豊原大潤 浄土真宗本願寺派総長
- 上野 諦 真宗大谷派宗務総長代理
- 武田斎彦 浄土宗宗務総長
- 遠藤日護 日蓮宗宗務総長
- 北川智城 高野山真言宗宗務総長代理
- 土方清弘 臨濟宗妙心寺派宗務総長代理
- 清田寂円 天台宗宗務総長
- 小峰一允 真言宗智山派宗務総長代理
- 吉田俊賢 真言宗豊山派宗務総長

総務局長他四名が出席した。席上まず阿部理事長が、日宗連の見解書に則つて三項目にわたり反対の立場の

- 細川祐保 曹洞宗財政部長
- 土田正道 浄土真宗本願寺派財務部長
- 全仏事務局 からは野田英隆・

### 千葉で宗教法人セミナー 全仏の後援で開く



千葉県仏教会(主持良栄・理事長)は、去る十二月七日、千葉グランドホテルにおいて「宗教法人セミナー——課税強化へ対処するために——」を開催した。

開会にあたり、中村昌之・全仏組織局長と土持理事長が挨拶をしたのち、小山時局対策部長が資料にもとづいて「全日本仏教会の宗教法人課税への対処の現状」の説明を行った。次に、長谷川正浩・全仏顧問弁護士に

表明並びに善処方の要望を行った。更に他の団体の代表もそれぞれ反対の意志を明らかにした。これに対し加藤六月会長は、宗教界の立場の趣意を理解する旨の発言を行った。会談終了後、全仏では会場を東京グランドホテルに移し宗派代表者の懇談会を開催した。今後は政治について理解を深めていくべきであるとの意見で一致した。

よる「いま実際に起っている寺院税務の諸問題について」が講演され、税務調査を受けた場合の心構えと、一方、税務調査を行う税務職員側の心得を説明した。いくつか実例をあげて、寺院収入と個人収入の帳簿をつける必要性を強調した。また、中村義英・全仏税務委員による「課税強化へ対処するために」では、宗教法人の会計書類、住職寺族への給与、収益事業の範囲などの基本的なことが説明された。

さらに、後援の山一證券株式会社の高木正博・コンサルタント室部長から「宗教法人の税務面からみた資産運用について」という講演があり、宗教活動における寺院の財的基盤の強化について説明した。

なお参加者は百五十名をこえ、各種の税務問題に関する質疑応答も活発に行われていた。引き続きこのセミナーは、東京、埼玉、大阪、滋賀で開催する予定である。(写真は千葉の会場)

# 世界人権宣言集会

## 札幌など3か所で

国連では毎年十二月四日から十日までを人権週間として、今年も世界人権宣言中央実行委員会、世界人権宣言北海道実行委員会、世界人権宣言大阪連絡会議が主催して、「女性差別撤廃条約」並びに「人種差別撤廃条約」の早期批准を求める集会在、



世界人権宣言の札幌集会

五日・札幌、七日・東京、十日・大阪で開催された。全仏から札幌・東京集会上、杜多組織部長、塚田組織主事が出席した。上杉佐一郎・世界人権宣言中央実行委員会副委員長が基調報告を行い、国連ゲストとして、ロザリオ・G・マナロー女史が「国連婦人の十年と女性差別撤廃条約」



東京集会の永井総長

## 同宗連の第七回同和研修会

### 百二十余名が出席

同宗連による第七回同和研修会が、去る十一月二十九、三十の両日、京都府宇治の黄檗宗萬福寺において開催された。仏教、神道、キリスト教から百二十余名の出席があった。

開会にあたり、同宗連花邑晃慧議長から挨拶、次いで黄檗宗宗務総長の盛井了道師から研修会歓迎の挨拶ののち、上杉佐一郎・部落解放同盟中央本部委員長の「第四回世界宗教者平和会議に出席して」と題する報告会が行われた。

まず、世界の人権問題に対する日本政府の対応をとりあげ、単に物的援助しか

約「女性の地位向上をめざして」並びにホセ・ト・ゴメスデルプラド氏が「人種差別撤廃条約の役割と目的」と題し講演した。

東京集会には、主催者として磯村英一・中央実行委員長の挨拶があり、国連ゲストの講演があったのち、永井孝道・曹洞宗宗務総長が「宗教者としての取り組み」と題して基調報告を行い、WCRP IIIにおける「町田差別発言」に対する曹洞宗の基本的見解並びに曹洞宗としてのその後の取り組みを報告した。

札幌集会は約千名、東京集会には約二千名の出席があり、各宗、各種団体の真摯な姿勢がみられた。

していない現状を指摘し、本質的には金を出す心がかえないという点で同和対策と同じであると批判した。

また、WCRP IVにおける全仏の「反省と決意」のコメントについて、日本の宗教教団が町田発言に対して反省し、世界六十カ国の前で日本の宗教教団は教祖の精神にたちもどると約束したことが、歴史的に大きなことであると評価し、この約束が世界の宗教者に大きな感銘と刺激を与えることにならうと述べた。

次いで、沖浦和光・桃山学院大学学長の「浄」と「穢」について」という題の講義に入った。

三時間にも及ぶ講義は、部落差別の根底にある浄穢観念について文化人類学的視点から考察を進めていったが、その中で先生は、価値観を決定する二項対立(例えば、昼と夜、明と暗など)によっていつの時代でも(聖なるもの)を握った権力者は、穢れというものを差別するため、浄と穢にするし(例えば、服装、髪型、職業、居住など)をつけて支配体系をつくったのであり、浄穢観とは権力者がデザイン化したものであって、それが差別に利用されていると指摘した。

こうした文化風俗的問題は、このあとの分散会、翌日の全体討議でも中心的にとりあげられ、全体討議司会の蓮池瑞旭師から「制度化された宗教の中での浄穢観の見直しを」という呼びかけがあった。最後に、副議長教団の天理教を代表して小松松太郎師が閉会の辞を述べ、二日間

京都萬福寺で開かれた研修会



# 税務署員の立ち入り調査へ向けての心構え

## 長谷川全仏顧問弁護士に聞く

去年の秋頃から、にわかには公益法人への課税強化ということがいわれ出し、それと呼応するように税務署の宗  
教法人への立ち入り調査も各地でめだつてまいりました。  
そこでそれらの状況をふまえて、税務の諸問題について、  
長谷川正浩・全仏顧問弁護士に、小山時局対策部長がイ  
ンタビューしました。  
(文責・文化部)

## 新春イン タビュー

はじめに、先生は税務調査に立ち  
会っていろいろご経験されたと思いま  
すが、そこで気づかれたことがあれば

弁護士なり税理士が税務調査に立ち会  
うことは実際は少ないだろうと思いま  
すが、私の経験からいえば、宗教法人の経  
理と住職個人の経理が判然としていない  
ところからくる税務署とのトラブルが非



顧問弁護士の長谷川先生

常に目立ちますね。  
それと去年の五月頃でしたか、あれは  
国税局の世論操作のためだと思いますが、

非常にセンセーショナルな見出しでお寺  
は脱税しているというような趣旨の記事  
が殊さらに載ったことがあります。中に  
は意図的な脱税行為もあったかも知れま  
せんが、大半は、経理がずさんであつた  
ためにいらざる疑惑を抱かせたというの  
が実態だろうと思います。

経理が複雑で公私の区別がついて  
いないことが多いとのことですが、公  
私混同について、うっかり見落してし  
まうような格好な実例がありましたら

二、三お話しして下さ  
い。  
典型的なものとしては、  
預貯金の名義を宗教法  
人にして住職や寺族の  
個人名にし、しかもマル  
優の適用をうけるために  
三百万以下の定期預金に

して幾つかに分けていたために、これが  
給与として住職個人に支払われたとい  
う認定をされかけたことがあります。こ  
れなどは初歩的は勘違いで、最初から宗  
教法人名義にしておけば源泉所得税は全  
くかからないわけです。  
反対に、個人で取得したものを宗教法  
人名義にしておいたというのもありま  
した。これはその金額をすべてお寺に寄付  
したかどうか問題となります。  
しかし、これらのことは帳簿上はつき  
りさせれば、調査をうけてからでも本  
当の名義に直して税務署に認めさせること  
はできます。

次に小さなお寺によくあることですが、  
月まわりは副住職の個人的収入になると  
か、お賽銭は寺庭婦人の自由に使って  
いい収入というふうな慣習があつて、帳簿  
に記載しないという場合が結構あるん  
です。これらは一旦宗教法人の収入にして、  
そこから給与として支払うというように  
しておく必要があります。

それから、たとえば御遠忌を行つたり  
本堂の改築をしたりするときに、  
住職が住職名でその事業に寄附をする  
ということがありますね。しかしその金額

を實際は全額宗教法人から捻出してある場合があるんです。税務署は、宗教法人から住職にお金が出て、その収入から宗教法人に寄附したという扱いをしますから、これははっきりさせておかないとトラブルの原因になりかねません。

もう一つ、ある大きなお寺で温泉場つきの研修道場を買ったのですが、税務署からこれは住職個人の別荘じゃないかといわれて問題になったことがあります。研修道場ならすぐに研修をはじめるとか、それに見合った機能を發揮させないといけないんです。

## 最低、これだけは守

### つておきたいこと

——昨年の全仏のアンケートで、宗教法人の収支に関する帳簿をつけているかとの質問に、八十代の住職でしたが、そのような複雑で面倒なことはとてもできないというような答えをしている人がいました。もつともだといえない現状で、そのような住職方にこれだけは守ってもらいたいということがありましたが、お教え下さい。

要はお寺の収入と住職個人の収入とは別のものだということ認識していただくことです。もつともお寺の年間収入が三百万とか四百万とかといった一般の個人収入とそれ程変りないお寺では、その収入のほとんどは個人収入になってしまいうわけですから、二つに分けて観念的に考えろというのも確かに難しい注文なん

です。それに現実には老僧がお布施をもらうときには、宗教法人の代表役員というよりは、むしろ個人的な僧侶としてという意識が強いと思います。

しかしそんなことをいってもしまりませんので、少くとも収入は全部お寺の帳簿につけておいて、一方で住職個人が使った支出をはっきりさせておけば、後で帳簿を整理し直すことが可能なんです。

困ったことには、お寺のものを買うときも住職の個人的な買物をするときも、同じ小切手を使用するという例がありました。こうした場合は調査を三年にわたってやられますと、公私の区別がすっかりわからなくなってしまう。わからないからといって税務署は納税者の有利には考えてくれませんからね。

余裕があれば実質的にも給料制ということで、口座を別個にして月々いくらという定額を住職や寺務専任者へ振込むようにしておくのが一番よいと思います。

——住職の給与のことですが、税務署員がもう少したくさんとりなさいと指導する例がよくあるようですが、そういう意味では税務署がいうことも無理からぬ面もあるんです。その住職の生活を維持していくには到底不可能だと思われるような低額の給与を計上している場合が必ずしも少くないんです。そうなる、他にも収入があるはずだということになって調査されます。そんなときたとえばあがったお供物で生活できるからと答えますと、税務署の方ではそれ

を金額に換算して明記しろといってくる。ですから少くとも住職の個人的な生活を維持するだけの給与は得ておかなければなりません。もちろん、お寺からの収入だけでなくもいいんです。一切合切の収入が住職個人の家庭を維持するに十分であれば、寺からの給与は少くとも文句をいわれる筋合ではないです。

その辺を気をつけておられれば、給与の額というものは、自ずから常識的な線で決ってくるのではないしょうか。

——寺庭婦人の意識も大切ですね。そうですね。むしろ帳簿つけは寺庭婦人がやられている場合が多いようです。これからは寺庭婦人を含めて寺全体でそういういたる雰囲気をつくっていくようにしなくてはならないでしょうね。

## 立入り調査の時、住

### 職はどう対処するか

——ところで税務署が立ち入り調査にきたとき、住職は具体的にはどのような対処の仕方をしたらよいのでしょうか。

それはかつて全仏誌の法律相談にも書いたことがあります(昭和五十八年七月)ので簡単にお答えしますが、一般にお寺にくる調査というのは「任意調査」といわれているもので、「任意」というのは調査される側で拒絶はできませんが、あくまでも住職の同意を得て調査するということが前提になっています。

調査の申し出があった場合は、延期はできますので、まず自分の都合のいい日を選んで下さい。それから、できれば地域の仏教会の税務に詳しい人とか、税理士、弁護士に立ち会ってもらうようにするとよいと思います。

——調査を受けた場合は事情に詳しい人に相談することが肝要だということですが、全仏では長谷川先生にお願いして毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで無料法律相談室を開いています。全仏としてはこの相談室をお願いに利用してもらいたいと思います。先生にご相談いただくのには何か注意することはありませんか。

相談日には全仏の事務所に着ておりますので、あらかじめ電話(〇三三四三七—九二七五)をかけていただき、それから来ていただきたいと思えます。相談をうける側としては、やはり来ていただき時間をかけて具体的な実情をお聞きしないと、責任ある回答ができない場合があります。それに質問に来られるとき、関係すると思われる書類等を全部持参されることや、自分に不利と思われることも積極的にお話しいただくことなどが重要だと思えます。

——まずまず宗教法人への税務問題が厳しくなってくると思われれます。先生には、宗教法人が不本意なトラブルに巻きこまれて本来の活動をさまたげられないようにご指導をお願いいたします。今日は長時間ありがとうございました。



# 年 新 賀 謹

## 浄土宗宗務庁

浄土門主 藤井 實應  
 宗務総長 武田 喬彦  
 総務局長 小口 輝雄  
 教学局長 大田 秀三  
 財務局長 川井 匡俊  
 社会局長 同  
 同和推進局長 同  
 事務局長 同  
 所東京事務局長 同  
 總長公室長 同  
 同和推進事務局参与 同  
 蓮池 瑞旭  
 国友 俊雄  
 鱒淵 正浩  
 牧 達雄  
 牧 達雄  
 川井 匡俊  
 大田 秀三  
 小口 輝雄  
 武田 喬彦  
 藤井 實應

京都市東山区林下町四〇〇  
 〒605 〇七五(五二五)二二〇〇  
 東京事務所  
 東京都港区芝公園四一七一四  
 〒105 〇三(四三六)三三五一

## 真宗大谷派

宗務総長 古賀 制二  
 参務 山崎 義敬  
 同 花邑 晃慧  
 同 広川 承観  
 同 上野 諦  
 同 能邨 英士

京都市下京区烏丸通り七条上ル  
 常葉町七五四  
 〒600 〇七五(三七七)九一八一

## 真言宗国分寺派

### 大本山国分寺

座主 西口 公教  
 管正 同  
 宗務総長 足立 有教  
 寺務局長 合田 和教

大阪市淀川区国分寺一六一一八  
 〒531 〇六(三五二)五六三七

## 孝道教団

統理 岡野 正貫

副統理 岡野 鄰子

横浜市神奈川区鳥越三八  
 〒221 〇四五(四三二)二二〇一

## 東京都仏教連合会

会長 林 亮海  
 理事長 岩崎 宗秀  
 常務理事 一同  
 監事 一同  
 事務局長 白川 謙敬

東京都世田谷区松原  
 五十四三三〇 正法寺内  
 〒156 〇三(三三三)〇二〇五

## 京都府仏教会 京都市仏教会

会長 長 東伏見 慈洽  
 副会長 松本 大圓  
 理事 田辺 瑚海  
 府仏副会長 同  
 市仏副会長 細井 友晋  
 顧問 葉上 照澄  
 小林 忍戒

京都市上京区九太町通千本東入  
 プラザビル二階  
 〒602 〇七五(八〇一)二二五三七

# 年 新 賀 謹

## 日蓮宗宗務院

管 長	金子 日威
宗務 總長	遠藤 日護
宗務 副總長	肉倉 貫義
總 企 畫 部 長	合持 田貫 宣
庶務 部 長	永倉 嘉文
財 務 部 長	神部 鍊紳
教 務 部 長	伊藤 如顯
護 道 部 長	矢野 成善
現 代 宗 教 研 究 所 長	宮崎 英修
日 蓮 宗 新 聞 社 社 長	森 惠遠

東京都大田区池上一二三二一五  
〒146 〇三(七五二)七二八一

## 總本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所 御遠忌大法会事務局

座 長	森 寬紹
管 長	阿部野 竜正
總 行 監	近藤 說巖
總 務 部 長	近藤 說巖
執 行 部 長	大月 俊信
教 學 部 長	岡 哲雄
財 務 部 長	民岡 哲雄
法 會 部 長	和田 有玄
執 行 部 長	松村 勝禪
山 林 部 長	中野 良戒
常 務 理 事	北川 智城
企 畫 室 長	柴田 弘仁
東 京 駐 在 常 務 理 事	近藤 覺玄
同 和 局 長	藤 覺玄
常 務 理 事	橋爪 良恒
東 京 別 院 監	橋爪 良恒

和歌山県伊都郡高野町高野山  
〒648-02 〇七三六五(六)二〇一一

## 財団法人

## 埼玉県佛教会

會 長	山本 道隆
副 會 長	江連 俊則
同	河野 亮永
專 務 理 事	片山 秀亮

浦和市高砂四一三一一八  
〒336 〇四八八(六一)二二三八  
埼玉佛会館

## 愛知県仏教会

會 長 代 行	宇佐美 諦練
副 會 長	瀨辺 淳信
同	江川 辰三
同	龜山 黙道

名古屋市東区東桜二一六五五  
〒461 〇五二九三(八)二二四  
梅屋寺内

## 千葉県仏教会

會 長	渡部 日皓
理 事 長	土持 良栄

千葉県茂原市下太田一五六五  
〒299-41 〇四七五(三四)三五八二  
萬光寺内

## 和歌山県仏教会

會 長	中村 真淵
副 會 長	竹本 義圓
同	徳田 武雄
同	前田 侑敬

和歌山市新和歌浦四一六  
〒640 〇七三四(四四)〇〇三九  
毘沙門寺内

# 年 新 賀 謹

真言宗智山派宗務庁  
総本山智積院法務所

管 主長 小峰 順 誉

宗務 寺務 総長 高野 一 能

財務 部長 岡本 實 良

教 化 部 長 上野 照 法

執 務 部 長 石川 良 泰

執 務 部 長 小峰 一 允

法 務 部 長 佐藤 良 盛

出 張 所 長 花 木 義 光

京都市東山区七条東瓦町九六四  
〒605 〇七五(五四一)五三六一

真言宗豊山派宗務所

管 長 勝 又 俊 教

宗務 総長 吉田 俊 誉

總務 部長 川田 聖 定

教 化 部 長 高梨 宥 興

教 務 部 長 栗山 明 憲

財 務 部 長 杉本 亮 一

弘法大師千五十年

御遠忌記念事業委員会事務局

事 務 局 長 市原 雄 忍

東京都文京区大塚五一四〇一八  
〒112 〇三(九四五)〇六三九

財団法人

国際仏教興隆協会

名譽 総裁 藤井 實 應

理 事 長 巖谷 勝 雄

役 員 一 同

東京都目黒区中目黒五一二四一  
五三 祐天寺内  
〒153 〇三(七一)七六〇八

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理 事 長 山本 杉

事 務 局 一 同

事 務 局  
東京都豊島区北大塚二一一一  
大塚プラザビル7F  
〒170 〇三(九一〇)一二八九

聖 觀 音 宗  
金龍山浅草寺

宗務 総長 大森 亮 雅

東京都台東区浅草二一三一  
〒111 〇三(八四二)〇一八一

淨 土 宗

西山深草派宗務所

法 主 伴 義 台

宗務 総長 山本 勝 隆

京都市中京区新京橋之町四五三  
〒604 〇七五(二二)〇九五八

臨濟宗東福寺派

宗務 総長 岡平 篤 道

京都市東山区本町一五  
〒605 〇七五(五三二)五二〇七  
(五五一)〇三三四

妙 見 宗

管 長 野間 秀 昭

大阪府豊能郡能勢町野間中七一八  
〒563-01 〇七二七(三七)〇〇二八

# 年 新 賀 謹

念法真教教団  
総本山金剛寺

燈 主 小 倉 靈 現

執 教 務 總 長 長 谷 川 靈 信

執 法 務 部 長 稻 山 靈 芳

執 教 化 部 長 大 倉 律 現

執 財 務 部 長 前 田 達 現

執 教 務 部 長 藤 田 良 英

執 庶 務 部 長 右 門 良 寛

參 議 小 林 戒 現

同 中 野 幸 現

大阪府鶴見区緑三十四一二二  
〒538 〇六(九二一)二二〇一

信貴山真言宗  
総本山信貴山朝護孫子寺

管 長 野 澤 密 巖

前 管 長 鈴 木 鳳 永

宗 務 長 田 中 真 瑞

庶 務 部 長 鈴 木 貴 晶

事 務 長 山 根 重 幸

信 貴 山 真 華 流 會 長 小 沢 一 蒼

奈良県生駒郡平群町信貴山  
一二八〇一  
〒636 〇七四五(七二)二二七七

社団法人

日本仏教保育協会

名 譽 會 長 大 谷 光 照

理 事 長 秋 山 秀 濟

副 理 事 長 上 村 映 雄

同 日 野 大 心

同 田 中 惠 康

東京都港区芝公園四一七―四  
〒105 〇三(四三二)七四七五

全日本仏教青年会

理 事 長 白 川 元 昭

事 務 局 長 立 石 泰 教

會 計 白 井 忠 雄

守口市佐太中町七一〇九  
来迎寺内  
〒570 〇六(九〇一)〇三三六

本門佛立宗  
本山宥清寺

講 有 西 村 日 地

京都市上京区御前通一条上ル

東 登 町 一 一 〇  
〒602 〇七五(四六一)一六六

真 理 舍

主 管 友 松 諦 道

東京都千代田区外神田三十四一〇

神 田 寺 内  
〒101 〇三(二五一) 八六八三  
八八四二

財団法人

日本佛教鑽仰会

理 事 長 中 山 富 士

千代田区神田錦町一―二二―三  
〒101 〇三(二九三)九五六四

財団法人

世界平和同願会理事長

宗 教 法 人 中 觀 山 同 願 院 昭 和 寺 住 職

山 崎 良 順

長野県諏訪市霧ヶ峰強清  
一三三三三八―二七  
〒302 〇二六(五三二)四四五五

# 年 新 賀 謹

## 大阪府仏教会

会 長 鈴木龍珠

副 会 長 増田貞円

同 西田亨心

同 芳滝直樹

事 務 局 長 小川勝明

大阪府浪速区元町一〇三〇

〒556 〇六(六四一)四六五〇

鉄眼寺内

## 兵庫県仏教会

会 長 小西日静

副 会 長 大谷昭世

同 井上紀生

事 務 局 長 円成淳龍

総 務 小西徹龍

庶 務 有原仁龍

財 務 青柳泰見

神戸市兵庫区松本通三一四〇

〒652 〇七八(五二二)二六六八

法華寺内

文観税に反対しましょう

## 京都市仏教会

文化観光税対策委員会

顧 問 松本大圓

委 員 長 小林忍戒

副 委 員 長 田原周仁

同 大島亮準

京都市上京区丸太町通千本東入

〒602 〇七五(八〇一)二五三七

ブラザービル二階

## アジア仏教徒平和会議

日本センター  
理 事 長 壬生照順

事 務 局 長 松井勝重

東京都台東区元浅草一七七一

〒111 〇三(八四四)三六四八

華藏院内

## 和宗総本山四天王寺

管 長 奥田慈應

大阪府天王寺区四天王寺

〒543 〇六(七七二)〇〇六六

## 黄檗宗大本山萬福寺

管 長 村瀬玄妙

宇治市五ヶ庄三番割三四

〒611 〇七七(四三三)三九〇〇

## 真言宗大覚寺派

## 大本山大覚寺

京都市右京区嵯峨大沢町四

〒616 〇七五(八七二)〇〇七一

## 真言宗中山寺派

## 大本山中山寺

宝塚市中山寺二の一一の一

〒665 〇七七(七八六)六五二七

# 年 新 賀 謹

財団法人  
仏教伝道協会

発願者 沼田 恵範

理事長 葉上 照澄

理事 中村 元

同 雲藤 義道

同 松原 泰道

同 有馬 清雄

同 葉上 照澄

同 沼田 恵範

監事 芝田 徹男

同 三原 信一

東京都港区芝四一三一―一四  
〒108 〇三(四五五)五八五一

真言宗智山派  
大本山川崎大師平間寺

貫主 高橋 隆天

院代 茂木 隆応

総務 馬本 克美

執事 原 隆 愿

常務 小林 俊一

川崎市川崎区大師町四一四八  
〒210 〇四四(二六六三三四)一〇

浄土宗総本山

知恩院

門跡 藤井 實應

執事 長寺 本哲 榮

内局 一同

京都市東山区林下町四〇〇  
〒605 〇七五(五三二)二一一

大本山 池上本門寺

貫首 金子 日威

東京都大田区池上一一一―一  
〒146 〇三(七五二)二二二二

大本山 護国寺

貫首 小林 良弘

東京都文京区大塚五―四〇―一  
〒112 〇三(九四二)〇七六四  
〇七六五

大本山 高尾山薬王院

貫主 山本 秀順

東京都八王子市高尾町二二七七  
〒198 〇四二(六六一)一一一五

日光山輪王寺

門跡 柴田 昌源

執事 長鈴 木常 俊

栃木県日光市山内二二〇〇  
〒321-14 〇二八(五五四)〇五三二

関山中尊寺

貫主 多田 厚隆

岩手県西磐井郡平泉町衣関  
〒029-41 〇一九(四六三)二二二一

# 年 新 賀 謹

真言宗豊山派  
総本山長谷寺

化主 勝又俊教

事務長 門屋大寿

法務執事 寺沢栄章

総務執事 梅沢栄好

教務執事 佐藤智仙

財務執事 蓮俊孝

東京出張所長 吉野孟彦

奈良県桜井市初瀬七三一一  
〒633-01 〇七四四四(七)七〇〇一

西新井大師  
總持寺

東京都足立区西新井一五一  
〒123 〇三(八九〇)二三三四五

## 驚異のグアバ茶健康法

グアバ茶で糖尿病、高血圧、低血圧、神経痛、リウマチは治る！

グアバは和名「蕃石榴」又は「バンジロウ」とよばれ、漢方では古来より不老長寿の妙薬として珍重されてきた。糖尿病はインド、中国、アラビアで古くから尿に甘味があると判っており、ヨーロッパより古くから知られていた。そのためこの地方では古来よりグアバを不老長寿の妙薬として新芽や未熟な果実をお茶にして飲み、糖尿病やリウマチ等の治療に用いていた。

グアバ茶についてはお問い合わせは左記のところ迄。  
（東日本）〒一六二東京都新宿区西五軒町一四ミナトビル五F  
TEL 〇三―二三三―一五五一（代表）  
（西日本）〒七三〇広島市東区矢賀新町四―一―三三新矢賀ビル四F  
TEL 〇八二―二八二―一―二三三二（代表）  
〇八二―二八五―〇五八八

現代科学で調査した結果、糖尿病、高血圧、低血圧、神経痛が治ることがはっきりした。

前述の諸病が治った実例をあげるには枚挙の暇がない。非常に多くの方々がグアバ茶によって治っておられる。特に糖尿病に効果が著しく、糖尿昏睡のような場合を除いて、グアバ茶による治癒例が多い。

全国グアバ株式会社

特別価格

三g×四〇パック定価四五〇〇円を  
二二五〇円（送料込み）  
三g×八〇パック定価八〇〇〇円を  
四〇〇〇円（送料込み）  
四〇〇パック以上御愛飲下さって御満足いただけない場合は代金を返却させていただきます。

熊本医大卒、東洋医学研究所所長  
名和クリニック所長 名和相成

全国糖尿高血圧撲滅運動協議会  
奨励品

この一年余、布教だ、伝道だと飛び廻る宗門人と行動を共にすることが多かった。この実践を通して、「伝道者といわれる者は、自らが求道者であらねばならぬ」ということを痛切に感じたものである。

常に己の身辺を点検し精進する仏教者の日常の中にこそ活動の基盤があるということであった。更にこんな疑問も抱いた。それは伝道者と大衆と、どちらが信仰心が篤いかという問題である。往々にして伝道者より大衆の方が信仰心が篤いのではないかと、いった疑問。

そうした場合の伝道者の虚飾の問題。

教義の伝達

經典の解説といった布教実践は多くの場合、その姿勢を固定化硬直化させる傾向に陥ると言われる。布教者の信心が、信者のそれに劣る場合は、自らの心の醜さを堂々と曝け出す勇氣が必要であろう。それを回避するようだったら、信者の人権も護れないし、自らの人権も地に落ちる。

如来の前にひれ伏すとき、伝道者も大衆も平等に信仰の物さしが当てられる。信仰心の到達度という物さしは、

布教者自身と他に対する心のいたわり、その基盤になる。人の世の身体のハンディも、経済的ハンディ、知能のハンディといったものも心のいたわりといった宗教者の心の到達度によって解消されると心がけるべきである。

いたわりは、人に、物に、草木に……といった心のやさしさが、あらゆる人間の生き方の中で必要である。教化者自らが、悩み、傷つくことが求道生活の起点でなければならぬ。そう

その問題と取り組む宗教者の基本姿勢であろう。

現代の仏教々団の構成員たる僧侶は、受戒得度を経て僧籍に登録されて出家者となる。法的にも明治の初め、肉食・妻帯・蓄髪等文明開化の風潮と共に人としての人権として認められ、多くの仏教者はこの流れの中に在家的出家者として振舞うことが許されてきた。同時にまた、寺院生活の家庭化は寺院そのものの世襲化という歩みを生み出

# 同和推進のために

## 〓 教化と伝道の中の人権啓発 〓

川 田 聖 定

(全仏同和委員  
真言宗豊山派)

いう意味で真の求道者こそ真の教化者たる資格を得られるものと考えたい。大衆に対し、五戒十善行を求めらるる仏教者自身の日常はどうだろうかという問題が出てくる。初歩的な戒律も守れない仏教者も多い昨今である。

山号を唱えて山の城に住む寺院仏教者の心には「上から下への」の伝道意識と行動の発想が芽生え、自然とその人の属性となる。同じ眼の高さでこそ豊かな人間関係の基盤があり、これこ

し、寺院の私有化の波は教団活動そのものの枯渇の一因ともなっているといわれる。また一方、教団自身も出家教団から在家教団に変貌し、家を出て、家に入る」といった矛盾の息吹の中に居るのが現実である。

こうした寺院背景は、果して真の求道者を生む素地たり得るかの疑問が出てくるのは当然である。仏教者は所詮、行雲流水、身にまとう法衣は旅のしとね、鉢鉢巡行の姿こ

そ真の仏教者の姿と、折りにふれての反省の要がある。同じ視点でいうならば、堂の荘厳とか、法衣の拘爛は、知性と感性の宗教といわれる密教の一要件には違いないが、このことによつて法衣に包まれた人間そのものの本性的なものが喪失されるとしたら。平たくいえば、法衣の着脱により人間の値打ちが変わるとすれば大変なことである。何としても、裸の求道者意識を持ちつつけることが、大衆の中に生きつつけることのできる仏教者の要件であろう。檀家の少ない田舎寺院の住職が、葬送に当って、在りし日の故人を彷彿させる表白文を読む場面こそ伝道者そのものの姿といつて良い。

宗祖信仰を標榜する現代宗門にとつて、宗祖に関する研究は、多くの先覚者によつて吾人の前にあるもの、ともすれば絶対的存在として聖域化する傾向がない訳ではない。同和問題との関わりの中で今回のような「性霊集」に関する問題提起があるのも不思議なことではないと考えられる。

私達は布教伝道の原点を、自分自分の体で、確かめかかると意欲が必要である。その意味で、全仏同和委員会の同志的結果に参加している。

訂正 筆者からの申し出により、十二月号五頁の本欄三段目の「部落民の」という言葉を抹消します。

### 病院伝道できる僧を

正月を「冥土の旅の一里塚」とうけとめることは、ありがたいことである。そこには無に帰るといふ原理原則の受容がある。しかもそれが正月という、大自然の生命につつまれていることを実感できるものだけに、人間存在が仏性とか法性とかいわれる存在の本質につつまれていることを実感でき、おちついていけるのであろう。

## 住職メモ帳

○ 昨秋、死の臨床研究の一助として、アンケート調査を行った。その結果のひとつに次のようなものがある。  
「たましい」(あの世)

ある——浄土  
Aタイプ  
ない——無に帰る  
Xタイプ

このたましいのあるなしと、あの世を感覚的に浄土とみるか、無に帰るとうけとるかの間には、強い相関関係があることがわかった。

そして、宗教への関わり意識や、共感、あの世ということばへの共感度、人生への満足度、死者との心理的つながり度などではAの方が強かった。  
逆に、仏教的話を聞く回数、仏教教理への理解度、自己の死において自分

の仕事によって自分を納得させる、あるいは、臓器提供への積極性などではXタイプが強いことがわかった。

Aタイプは檀信徒的であり老人に多い。Xタイプは参禅会々員であり中年に多い。Aタイプはあの世などの存在の超越性に同化しやすいように見えるが、基本的には土着的で、恐怖心におちいりやすく、論理的な人生観になっていない。Xタイプは自然などに同化する姿勢を欠如しているが、自己凝視と信念があるていどできている。

以上のような傾向がわかった。これに浄土真宗の教化のいきとどいた門徒も調査できると、檀信徒教化の方向がはっきりしてくるだろうと思う。

「病氣は病氣に任す」ということは自己の病いと死を受容していった老社長がいた。そこには存在の本質と自己の現実とが組みあっていたのだろうと思う。

○ 死の臨床現場で、よりよき生のおわりをかざるために、ターミナル・ケアが一段と要求されている。そこで仏教者が臨床と歯車をかみあわせ、哲学的観念をおしつけるのではなく、患者自らが考え、よろこび、感謝して受容していくように共に考える手助けが必要である。そんな実践的宗教者を育てなければならぬ。

(文化専門委員・中野東輝)

## 花まつりポスター

\* 4月8日はお釈迦さまのお誕生日

# 花まつり



|| 広く統一してご利用下さい ||

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のよう統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。  
明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。  
下記の要領にて頒布いたしますので各県仏、都市仏、各寺院、幼稚園、保育園などで広くご利用下さい。

- ◎ サイズ 七四×五二
- ◎ 定価 一枚 百円
- 送料実費

◎ 申込先 東京都港区芝公園四一七  
一四 全日本仏教会文化  
部花まつり係

※送付に時間のかかることもありま  
すので、お早めにお申込み下さい。毎  
年ギリギリの申込みで四月八日に間に  
合わないことがありますので……。

# 全仏の常務理事会

## 予算など二議案を審議

全仏の常務理事会は、十一月二十日午後一時から、東京の明照会館会議室で開催された。議長に阿部理事長、議事録署名委員に高藤法雄、江連俊則の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「昭和六十年年度予算（案）の大綱について承認を求める件」

野田総務局長、川井事務次長から上程。活発な質疑応答の後、事務局原案通り承認された。

議案第二号「本会の目的、事業、構成等を改革するための委員会設置について意見を求める件」

野田総務局長から上程。このような主旨の委員会設置について各出席者から賛成意見が述べられ、次回の理事会に設置承認を求める議案を提出することになった。

### 報告事項

- ① 寄付金の納入状況について
- ② 税制セミナーについて
- ③ 第三十一回全日本仏教徒会議について
- ④ 常務理事と同和委員による懇談会について
- ⑤ ハワイ日本人官約移民百年祭と日米仏教徒交流大会について
- ⑥ ルンビニー総務部会報告

- ⑦ 第十七回日本仏教文化会議について
- ⑧ 第二回全日本仏教会囲碁大会について

### 機構検討委員会開く

#### 最終答申案の作成へ

第八回事務局機構検討委員会は、十一月二十八日午後一時から、明照会館会議室で開催された。

矢萩事務総長挨拶の後、協議に入り、局長職のあり方、負担金の額と出向職員との関連性、組織部の性格等について各委

### 事務局録事

—(十二月)—

- 三日 局内会議
- 全仏大会反省会
- 四日 日本ネパール協会祝賀会出席
- 五日 世界人権宣言集会札幌大会参加
- 五〜十二日 インド日本寺医療施設 落慶法要参列
- 七日 自民党との会談
- 税務に関する宗務総長懇談会
- 宗教法人セミナー(千葉)

## 全仏主催の 囲碁大会

いよいよ来月8日 奮ってご参加を

員から発言が相次ぎ、結局、二局長(次長・七部長という体制の試案を、次回までに事務局で作成することになった。なお、次回の委員会で最終答申案を作成し、一月二十九日の理事・評議員会へはかることになった。

参加希望の方は、A(五段以上)、B(三・四段)、C(初・二段)、D(一級以下)、E(五級以下)のクラスを選んで全仏文化部までお申し込み下さい。

- 八日 世界人権宣言集会東京大会参加
- 都仏成道会出席
- 十三日 法律相談室
- ブティストクラブ成道会出席
- 十四日 宗政研との懇談会
- 十七日 日宗連理事会
- 十九日 常務理事と同和委員の懇談会
- ハワイ仏教連盟との打合せ会
- 二十日 機構検討委員会
- ルンビニー総務部会
- 二十一日 局内会議

## 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

### 株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)  
電話 代表(841) 4965

### ◇訂正◇

本誌十二月号の全仏大会の記事におきまして、〈知恩院〉の寺名を誤って掲載いたしました。つっしんでお詫びし、訂正いたします。

日 時 昭和六十年二月八日(金) 午前十時(受付九時)

会 場 日本棋院(東京・市が谷)

参加資格 全仏加盟団体所属の僧侶

参加費 一万円(懇親会費等含む)

競技方法 オール互先

審 判 坂田榮男日本棋院理事長  
増淵辰子六段

申込締切 昭和六十年一月二十日